

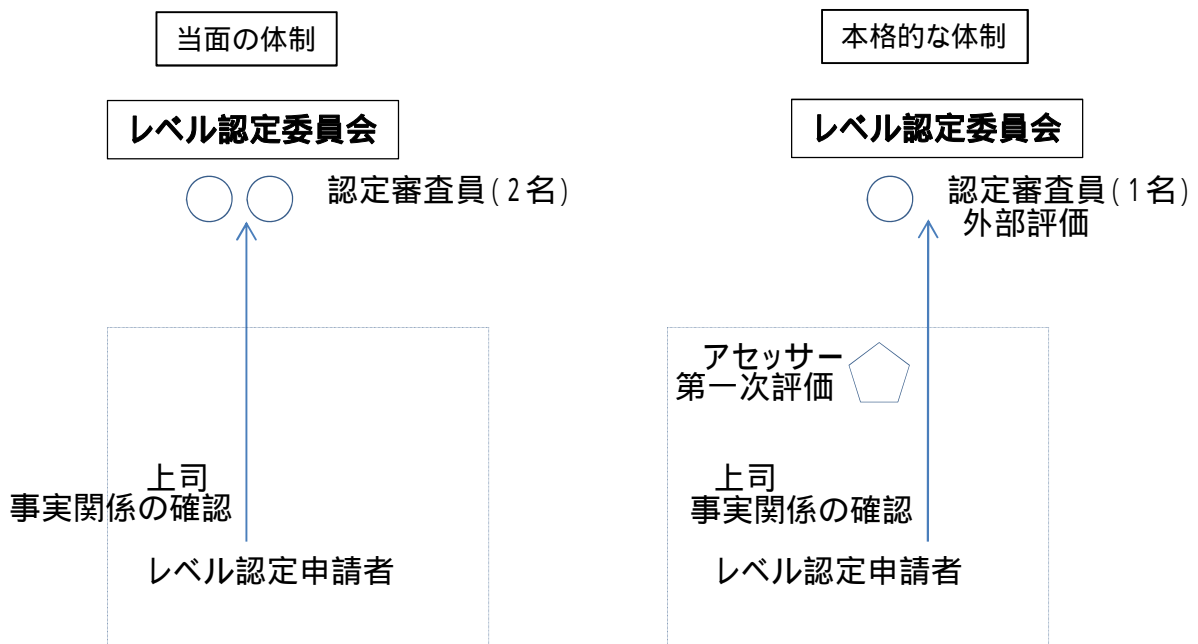
実務経験の評価体制について(案)

役割を明確にするため、次のように用語を定義する。

アセッサー：レベル4以上で、必要な講習を修了して登録を受けた者で、企業内のプロ、教育機関の教員、職業訓練機関の指導員などが想定される。企業の場合には、企業内のプロが、実務経験の第一次評価、人材育成の指導・助言等を行う。

認定審査員：レベル認定委員会から委任を受けた者で、実務経験の評価を、レベル認定申請者の属する企業の外部から審査する。

アセッサーが十分な規模で確保されるまで、暫定的に、次のような体制とする。



実務経験の評価に用いる書面

レベル認定申請者が作成した「業務実績説明書」

注：顧客への提案書などには、保護すべき顧客の情報が含まれることがあり、レベル認定申請者が当該書類が必要であると判断する場合には、申請者が自らの責任において、顧客に対して、レベル認定を受けるために使用することの了解を得るものとする。

上司が作成した「確認書」 (前回のWGで「評価書」としていたものを「確認書」に変更)

認定審査員の行う評価の視点

(当面の体制) 認定審査員は、次の視点をもって評価を行う。

(本格的な体制) アセッサーが第一次評価として、次の視点をもって評価を行い、認定審査員は、その評価が妥当なものであるかの外部評価を行う。

- ・ 業務実績説明書に記載された事例の客観的な実在性
(例:国への報告書であれば、確認は容易。)
- ・ 記載事例の実績としての有効性
(例:顧客に内容面で受け入れられなかった提案書であれば、困難。)
- ・ エビデンス確認など、業務遂行の的確性
- ・ 業務実績説明書、評価書の記述内容の信頼性 等

なお、認定審査員の行う評価に当たっては、事務局での下審査を活用する。

認定審査員の守秘義務

レベル認定委員会は、認定審査員を委任する際、守秘義務契約を締結する。守秘義務に違反した場合には、委任が取り消される。

利害関係者との関係

レベル認定委員会との守秘義務契約において、認定審査員は、レベル認定申請者及びその所属する企業などの組織との関係において利害関係者となる場合には、認定審査員となることできないことを規定する。

認定審査員の調査

(当面の体制)

認定審査員は、評価に用いる書面の確認のため、必要がある場合に限り、電話で、レベル認定申請者の上司にヒアリングを行い、資料の提出を求めることができる。(前回のWGで「ヒアリング等」としていたことを明確化)

(本格的な体制)

認定審査員は、評価に用いる書面の確認のため、必要がある場合に限り、電話で、アセッサーにヒアリングを行い、資料の提出を求めることができる。

認定審査員の確保

当分の間、認定審査員については、各分野で認定審査員となれる方を推薦していただいて、20～30人程度の名簿をプールし、レベル認定の申請に係る事例の分野に応じて、対応する分野の認定審査員の方が審査をすることとする。